

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 1 2 月 1 日）

府省名	経済産業省
対象事業名	特許出願等手続き

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
21024	特許出願	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	236,143	233,691	99.0%	100%	継続
21029	出願審査請求	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	236,540	234,412	99.1%	100%	継続
21030	意見書の提出	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	227,696	226,955	99.7%	100%	継続
21035	手続補正書	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	314,763	304,235	96.7%	100%	継続

21039	特許料納付の申出	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	829,512	814,077	98.1%	100%	継続
21080	意匠登録料納付の申出	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	117,689	109,958	93.4%	100%	継続
21082	商標出願	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	160,620	133,873	83.3%	100%	継続
21091	商標登録料納付の申出	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	113,543	94,856	83.5%	100%	継続
21093	商標権の登録期間の更新登録の申請	1 申請等	7 国民等、 民間事業者等	1 国	93,895	86,022	91.6%	100%	継続

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

特許等の取得にかかる出願から登録までの各種申請を出願人・代理人と特許庁との間で行っている。

主な手続きについては別添のとおり。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

特許庁では、1990年（平成2年）に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）を制定し、迅速な審査の実現等、ユーザーへのサービス向上の観点から、出願から審査・登録・公報の発行に至るまでの過程を総合的にデジタル化するための取組を推進してきた。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	特許出願、出願審査請求、意見書の提出、手続補正書、特許料納付の申出、意匠登録料納付の申出、商標出願、商標登録料納付の申出、商標権の登録期間の更新登録の申請
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>特許等取得にかかる手続きとして、まず必要書類を作成し、出願手続きを行う。(特許出願の場合は、このあとに出願審査請求が必要。)これを基に特許庁で内容を審査し、拒絶の理由を発見したときは拒絶理由通知を発出し、出願人等は意見書や手続補正書として応答する。これにより、拒絶の理由が解消すると特許(登録)査定、解消しないと拒絶査定となる。特許(登録)査定となると料金を納付することで設定登録され、権利が発生する。商標権のように権利更新が可能なものもある。</p> <p>いずれの手続きも特許庁に対し、電子出願ソフトによるオンライン申請もしくは郵送、窓口提出による書面申請が可能である。</p> <p>【年間総手続件数(令和2年度)、オンライン利用率(令和2年度を含む過去5年間)】</p>

申請・届出等手続名	H28FY			H29FY			H30FY			H31FY			R2FY		
	紙	電子	電子化率	紙	電子	電子化率	紙	電子	電子化率	紙	電子	電子化率	紙	電子	電子化率
特許出願	3,135	254,449	98.8%	2,836	249,847	98.9%	2,522	245,524	99.0%	2,452	233,691	99.0%	2,479	214,923	98.9%
出願審査請求	2,319	239,269	99.0%	2,337	232,634	99.0%	2,085	228,370	99.1%	2,128	234,412	99.1%	2,026	231,400	99.1%
意見書の提出	855	233,851	99.6%	824	227,661	99.6%	799	224,509	99.6%	741	226,955	99.7%	746	218,598	99.7%
手続補正書	13,842	313,602	95.8%	12,822	302,004	95.9%	11,633	298,069	96.2%	10,528	304,235	96.7%	8,413	299,962	97.3%
特許料納付の申出	20,402	777,413	97.4%	18,067	761,361	97.7%	16,876	780,428	97.9%	15,435	814,077	98.1%	13,668	807,555	98.3%
意匠登録料納付の申出	10,048	103,489	91.2%	9,606	102,385	91.4%	9,036	105,097	92.1%	7,731	109,958	93.4%	6,811	107,728	94.1%
商標出願	24,643	130,135	84.1%	28,118	141,711	83.4%	28,080	142,525	83.5%	26,747	133,873	83.3%	26,299	140,639	84.2%
商標登録料納付の申出	18,321	89,047	82.9%	18,527	83,088	81.8%	18,828	89,937	82.7%	18,687	94,856	83.5%	21,335	119,706	84.9%
商標権の登録期間の更新登録の申請	8,412	106,889	92.7%	8,053	101,704	92.7%	8,207	93,322	91.9%	7,873	86,022	91.6%	7,079	76,793	91.6%
オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方	【目標】 ・オンライン利用率 100% ・オンライン利用率 = オンライン申請件数/全申請件数（オンライン+書面）														
	【取組期間（達成期限）】 継続実施														

<p>(主要な手続について目標設定)※調査中の場合でも想定目標値を記載</p>	<p>【目標・期間設定の考え方】 社内のデジタル化が十分に進んでいない中小企業においては、電子出願ソフトの利用を躊躇する場合も想定される。電子出願ソフトの活用のメリットや活用方法の周知、電子出願用の書類作成を支援するWebツールの提供、知財総合支援窓口における出願支援等を通じて、出願ソフトの利用率向上を目指す。</p>
---	---

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	個人のオンライン率向上
	中間 KPI	【目標・達成期限】ハード面の事情から書面出願を選択しがちな個人の特許出願オンライン率を引き上げる
		【KPI の定義】対前年度比 0.3%
	アクション プラン a	【取組内容】電子出願ソフトの活用のメリットや活用方法の周知（eラーニング・説明会の実施）
		【取組期限（期間）】継続実施
	アクション プラン b	【取組内容】電子出願用の書類作成を支援するWebツールの提供
		【取組期限（期間）】継続実施
	アクション プラン c	【取組内容】知財総合支援窓口における出願支援等
【取組期限（期間）】継続実施		

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

年1回、経済産業省のHPにてスコアカードを公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

・電子出願ソフトの利用者で構成するユーザー連絡会において、電子出願率向上に向けた改善点等について意見照会を1年に1回行う。

7. 基本計画の見直し

・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。